

事 務 連 絡

令和6年2月13日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

マンションのバルコニー等からの子どもの転落事故防止について（注意喚起）

平素より建築・住宅行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

子どもがマンションのバルコニー等から転落する事故については、近年増加しているところですが（別紙①参照）。

これらの転落事故については、ベランダや窓の近くに子どもがよじ登れる物や家具を置かないことや、子どもの手が届かないところに補助錠を付けるなどにより防げる場合があります。

令和5年度春季の建築防災週間における近年の災害・事故を踏まえた建築物の防災対策に関する取組の一環として、小児のベランダ等からの転落防止に関する注意喚起を別途行っているところですが（別紙②参照）、貴団体におかれては、下記HPを参考に、所属会員に対して当該内容を周知・啓発いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通省では、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とする「子育て支援型共同住宅推進事業」において、子どものバルコニー等からの転落を防止するために必要な手すり等の改修に対して支援を行っておりますので、積極的にご活用ください。

（参考）消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_061/

（参考）子育て支援型共同住宅推進事業

<https://kosodate-sc.jp/>

令和3・4年度に国土交通省に事故報告があった子どもの転落事故一覧

年月日	都道府県	事故の概要	原因等
R3. 8. 8	群馬県	ホテル7階の居室の窓から、男児(6歳)が転落した。 (重傷)	○居室の床面から窓までの高さは0.68m。 ○ベッドが窓と隣接していた。
R3. 9. 23	北海道	共同住宅9階の居室の窓から、男児(4歳)が転落した。 (死亡)	○窓に設置されている横棧状の3本の手すりを足がかりとして窓から外に出たものと推測される。 ○居室の床面から窓下面までの高さは0.78mであり、居室の窓には太さ8cmの横棧状の3本の手すりが設置されていた。なお、手すりは10cm間隔であり、3本のうち下端の手すりは床面から0.9mの位置。
R3. 10. 13	大阪府	共同住宅25階の住戸のベランダから、女児(4歳)が転落した。(死亡)	○ベランダに置いてあった椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.3m。
R4. 3. 16	滋賀県	共同住宅4階の居室の腰高窓から、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○窓際のこたつの天板を踏み台にして窓を開錠し開放した上で、窓外部の転落防止柵の取り付け部を足がかりとして柵を乗り越えたものと推測される。 ○居室の床面から窓枠下端までの高さは0.82mであり、腰高窓外部の水平部から転落防止柵の高さは0.86m。
R4. 10. 22	東京都	共同住宅12階の外廊下から、男児(4歳)が転落した。 (死亡)	(調査中)
R4. 11. 2	千葉県	共同住宅25階の住戸のベランダから、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○ベランダの手すりを支柱部分などを使ってよじ登り、ベランダの手すりを乗り越えて、転落したものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.2m。
R4. 11. 5	大阪府	共同住宅4階の居室の出窓から、男児(2歳)が転落した。(死亡)	○出窓が開放されており、誤って出窓から直接転落したものと推測される。
R4. 11. 13	青森県	共同住宅10階の住戸のベランダから、男児(4歳)が転落した。(死亡)	○ベランダに持ち出した椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。 ○ベランダの手すりの高さは1.24m。

※ 令和4年度については、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの事故報告である。

国住事防第 16 号
令和 6 年 2 月 7 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

建築物防災週間における防災対策の推進について（令和 5 年度春季）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、令和 5 年度春季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めました。貴職におかれても、本週間の趣旨をご理解いただくとともに、特に令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震による建築物の被害状況等に鑑み、防災意識の一層の高揚のため、従来にも増して建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願いいたします。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

1. 実施期間

令和 6 年 3 月 1 日(金)から 3 月 7 日(木)まで

2. 建築物防災対策の促進について（基本的な取組）

注) 令和 6 年度予算についてはその成立が前提となります。

(1) 住宅・建築物の耐震化

①住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

わが国では、これまでも、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、多数の大地震が発生しており、また、発生 of 切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備えるため、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。さらに、令和 6 年能登半島地震では、多数の住宅・建築物に倒壊等の被害が発生したところであり、木造住宅等の倒壊等の被害が集中した地方公共団体において耐震化率が低いことについての指摘もありました。この度の地震による被害については、今後も、詳細な調査・分析を行い、必要となる対策を検討する予定としていますが、住宅・建築物の耐震化の必要性が再認識されたところです。

各地方公共団体におかれては、耐震化のさらなる促進に向け、大規模地震の発生を受けて、耐震化についての社会的関心が高まっているこの機会をとらえ、地域の実情に即した対策を実施できているか再点検していただき、耐震診断・改修の実施につながるよう、さらなる制度の充実や普及啓発の働きかけをお願いいたします。

また、耐震性が不十分である住宅・建築物の所有者に対し、基本方針及び「耐震改修に関する指導及び助言について」（令和2年5月29日付け国住指第563号）を踏まえ、積極的な指導及び助言をお願いいたします。

住宅・建築物安全ストック形成事業については、令和6年度予算において耐震改修の対象となる建築物の規模要件の緩和を令和7年度まで延長や「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」の発出などを行っておりますので、積極的にご活用ください。耐震診断義務付け対象建築物については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業により引き続き重点的に支援を行うとともに、耐震改修促進税制により取組の促進を図ることとしておりますので、積極的な活用及び周知をお願いいたします。

その他、以下のそれぞれについても、一層の推進に取り組まれますようお願いいたします。

- ・特定天井については、地震時に脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるため、住宅・建築物安全ストック形成事業をご活用いただき、耐震対策の推進に努めていただきますようお願いいたします。また、吊り材により吊り下げる構造ではない天井についても、構造耐力上主要な部分等への緊結等の対策が必要ですので、設計図書に記載される天井脱落対策の確認及び設計図書に従った施工が適切になされるよう、周知徹底をお願いいたします。
- ・大地震時に防災拠点等となる建築物については、「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び事例集等を国土交通省ホームで公開しておりますので、ご活用いただくとともに積極的な周知をお願いいたします。
- ・長周期地震動対策については、「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」（平成28年6月24日付け国住指第1111号）の3.(1)のとおり、長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる区域内（関東地方、静岡地方、中京地方及び大阪地方）の既存の超高層建築物等が管内に存在する場合には、当該通知の対策周知及びフォローアップをお願いしているところです。対策が必要な建築物については、建築物耐震対策緊急促進事業により支援を行っておりますので、パンフレットやインターネット等を利用し、積極的な周知をお願いいたします。

②建築物に附属するブロック塀等の安全対策の推進

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じさせるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。平成30年の大阪府北部地震においては、ブロック塀等が倒壊し2名の方が犠牲となりました。また、令和5年9月には、ブロック塀の崩落により児童が受傷した事案が発生しています。

建築物に附属する塀については、建築基準法令で定める構造安全に係る基準に適合しないブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、耐震改修促進法に基づく診断義務付けの対象にブロック塀等を追加し、令和3年12月に耐震改修促進法に基づく基本方針の改正を行いました。

各地方公共団体におかれては、防災査察などにより、通学路をはじめとした避難路等の沿道にあるブロック塀等の実態を把握し、住民の避難等の妨げとなるおそれの高いものについては、所有者等への啓発、地域の実情に応じた診断義務付け、基準不適合のブロック塀等の改修・撤去による安全性の確保の取組を推進してください。

ブロック塀等の耐震診断、改修、撤去等については、住宅・建築物安全ストック形成事業により支援を行っていますので、積極的にご活用ください。

(2) 防火対策の徹底

① 既存不適格建築物等の安全性確保に向けた対応

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、唯一の避難経路である階段付近から出火し、多くの在館者が逃げ遅れたことで、多数の人的被害が生まれました。火災建物は昭和44年に着工しており、建築時において2以上の直通階段の設置等が求められていなかったと考えられること等を踏まえ、直通階段が一つの既存不適格建築物等における火災安全改修を推進する観点から、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」（令和4年12月16日付け国住指第349号別紙）を策定しています。同ガイドラインに基づき、直通階段が一つの建築物等の防災対策の一層の推進に努めてください。

なお、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の7第1項に規定する既存不適格建築物の増築時等における遡及緩和の対象に、避難関係規定が追加されています。本改正の施行を令和6年4月1日に予定しており、2以上の直通階段に係る規定の既存不適格建築物において小規模な増改築等を行う場合には、現行基準に適合するため直通階段を増設する措置等のほか、避難の安全上支障とならないものとして同ガイドラインに記載するこれに準じた措置（退避区画の設置）を講じることが許容される予定です。

また、既存建築物の防火上・避難上の安全性確保を図るため、令和5年度予算において創設した建築物火災安全改修事業により支援を行っていますので、積極的にご活用ください。

② 建築物が密集する地域における防火対策の推進

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災や、この度の令和6年能登半島地震において石川県輪島市で発生した火災（現在調査中）では、老朽化した木造建築物が集積している市街地において大規模に延焼し、甚大な被害が生まれました。

防災・居住環境上の課題を抱えている密集市街地の早急な改善整備は喫緊の課題であり、避難路や延焼遮断帯となる道路の整備、公園等のまとまった空地の確保、共同建替や個々の住宅の建替え等による建築物の不燃化、耐震化を進めることが必要です。このため、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等により支援を行っており、令和5年度予算において創設した、地方公共団体が規制誘導手法やGIS活用等による効率的な取組を行う場合には耐震改修を伴わない防火改修・建替えへの支援も可能とする制度についても、積極的にご活用ください。

また、令和元年6月25日に施行された「建築基準法の一部を改正する法律」（平成30年法律第67号）においては、建築物の建替え等の促進により市街地の安全性の向上を図るため、防火地域・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和するなどの制度改正が行われています。

(3) 建築物の風水害対策の促進

①建築物の水災害対策の推進

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることに対応し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」が、全国 109 の一級水系、約 500 の二級水系で策定・公表されています。

被害対象を減少させるための対策として、よりリスクの低い区域への居住、都市機能の誘導や住まい方の工夫等による居住地の安全対策に取り組むことが有効であり、各水系流域自治体の住宅・建築部局においては、「流域治水協議会」へ参画するなど、都市・まちづくり部局や河川部局等との協働による施策の具体化・実践を図るとともに、地域の住民等への「流域治水プロジェクト」の情報提供や普及啓発をご検討ください。

また、令和 3 年 5 月にとりまとめた「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」において、出水等による危険の著しい区域については、規制手法の一つとして、建築基準法第 39 条の規定に基づき、条例により災害危険区域を定め住居の用に供する建築の禁止その他の建築制限を行うことも有効とされており、その活用事例等も紹介していますので、区域指定の検討の参考としてください。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）の令和 3 年改正により創設された浸水被害防止区域の指定により生命・身体の保護のための必要最低限の開発規制、建築規制を措置することも可能となっています。

これらの区域の指定や、区域の指定により既存不適格等となった住宅・建築物について基準等に適合するための改修に要する費用の支援を「災害危険区域等建築物防災改修等事業」により、また、上記の区域等から安全な区域への移転をするための費用の支援を「がけ地近接等危険住宅移転事業」により行っていますので、積極的にご活用ください。

これらの制度・事業の活用にあたりましては「改正特定都市河川浸水被害対策法に基づく『浸水被害防止区域内における建築物の構造方法基準』の解説」をご活用いただくとともに、河川関係部局等と連携し、建築物等の洪水等に対する構造安全性の確保に向けて、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、建築物における電気設備の浸水対策については、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」をご活用いただくとともに、積極的に周知するようお願いいたします。

②屋根の強風対策の推進

近年の台風被害を踏まえて、令和 4 年 1 月に改正告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）を施行しており、新築時の全ての建築物の屋根瓦を緊結する必要があります。既存の住宅等についても、屋根の耐風性能が十分でないものは強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすおそれがあるため、告示基準等の強風対策について周知いただきますようお願いいたします。なお、同対策を講じることで、地震時の屋根瓦の飛散防止としても寄与するものとなりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業等により屋根の改修工事を補助対象とすることが可能ですので、積極的にご活用ください。

③建築物の耐雪対策の推進

令和 3 年 1 月に北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない地域でも積雪となったところがありました。平成 26 年 2 月の豪雪被害を踏まえて、平成 31 年 1 月に改正告示基準（平成 19 年国土交通省告示第 594 号）

を施行しており、多雪区域以外の区域にある建築物についても、大スパン、緩勾配等の屋根を有する場合には、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行う必要があります。

雪の少ないとされている地域(多雪区域以外)の地方公共団体におかれても、住宅・建築物安全ストック形成事業により耐雪改修工事を補助対象とすることが可能ですので、積極的にご活用ください。

(4) エレベーター等の防災対策の推進

①戸開走行保護装置の設置等の促進

最新の調査結果*によると、令和4年度に定期報告のあったエレベーター約76万台のうち、35%に当たる約26万台で戸開走行保護装置が設置されていますが、依然として、多くの既設のエレベーターにおいて戸開走行保護装置が設置されていない状況です。各地方公共団体におかれては、他の模範となるよう、所有する建築物のエレベーターには率先して戸開走行保護装置を設置いただくとともに、戸開走行保護装置が設置されていない民間建築物のエレベーターの所有者等に対しては、保守・点検、定期検査・報告等のあらゆる機会を捉え、設置の必要性について啓発を行っていただくようお願いいたします。

戸開走行保護装置の設置については、住宅・建築物安全ストック形成事業により支援を行っていますので、積極的にご活用ください。

また、対応する戸開走行保護装置の開発が遅れている等のやむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しいエレベーターの所有者等に対しては、設置までの措置として、ブレーキスイッチや温度ヒューズ等の設置を検討するよう働きかけをお願いいたします。なお、これらの装置は戸開走行事故の防止には一定の効果がありますが、戸開走行保護装置と比較して十分な対策とは言えないため、ブレーキスイッチ等を設置するのはあくまで戸開走行保護装置を当面設置することが難しい事情がある場合に限るとともに、ブレーキスイッチ等が設置された場合であっても、引き続き戸開走行保護装置の早期設置を働きかけていただくようお願いいたします。

※ 令和6年1月9日報道発表「エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は35%」
(https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000989.html)

②地震時における閉じ込め防止

平成30年の大阪府北部地震においては、346台の閉じ込めが発生し、729件の故障・損傷が確認されるなど大きな被害が発生しました。この度の令和6年能登半島地震においても、閉じ込めが発生しています。地震時における閉じ込めや故障・損傷等への対策として、既設エレベーターの防災対策改修に対する支援については、住宅・建築物安全ストック形成事業等による支援が可能です。各地方公共団体におかれては、公共建築物における対策を進めていただくとともに、民間建築物に対する補助制度の整備により、エレベーターの防災対策を積極的に推進するようお願いいたします。令和4年度より補助対象としたりスタート運転機能及び自動診断・回復旧分点機能等については、これまで地方公共団体と協定を結んだ避難者等の受入を行う施設にのみ補助金による支援を行っていましたが令和6年度予算において、一般の民間建築物も交付金により支援できりょうにすることとしています。

また、「公共建築物におけるエレベーターの地震対策の実施について(依頼)」(平成31年4月2日付け国住指第4294号)等において通知しているとおり、エレ

ベーターのかご内への防災キャビネットの設置推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

③定期報告の的確な実施等

令和元年 12 月 2 日に京都府京都市内で発生したエレベーターの戸開走行事故においては、事故原因となった部品に関して保守点検で把握した異常や、その対応結果を所有者に報告していなかったことから、対症的な対応にとどまり、異常の原因を確認するまでに至らなかったため、事故発生につながった可能性があります。

各特定行政庁におかれては、保守点検で確認した不具合やその対応結果に係る情報を所有者・管理者が漏れなく認識するためにも、定期報告においては、定期検査報告書（別記第 36 号の 4 様式）第三面「昇降機に係る不具合の状況」欄に、保守点検で把握した事象や部品の交換履歴を含めた詳細な対応記録を記載することを徹底するよう、所有者・管理者及び検査者への周知をお願いいたします。

（５）建築物の適切な維持保全の徹底

①小規模な雑居ビル等の適切な維持保全

令和 3 年 12 月 17 日に大阪市北区で発生したビル火災を契機に行った緊急立入検査では、比較的小規模な雑居ビル等においても堅穴区画や直通階段等の建築基準法令違反や不十分な維持管理状態のものが一定数存在することが明らかとなり、このため「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」（令和 4 年 6 月）において、「定期調査報告制度の指定可能対象範囲を拡大するとともに、特定行政庁による指定を促し、継続的に違反等の確認及び是正指導に取り組むことが望ましい。」との提言があったところです。

当該提言を踏まえ、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 34 号）において建築基準法施行令第 14 条の 2 を改正し、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特定建築物定期調査報告の対象として特定行政庁が指定できる範囲を、事務所その他これに類する用途に供する建築物にあっては、「階数 5 以上で延べ面積が 1,000 m²を超えるもの」から「階数 3 以上で延べ面積が 200 m²を超えるもの」に見直しました。

各特定行政庁におかれては、管内の建築物の建築の動向やその他の事情を勘案しつつ、事務所その他これに類する用途に供する建築物を定期調査報告対象に指定することや、既に指定している場合には指定範囲の拡大についてご検討いただくとともに、継続的な違反等の確認及び是正指導に取り組んでいただきますようお願いいたします。

②木造の屋外階段等の適切な維持保全

令和 3 年 4 月 17 日に東京都八王子市の木造共同住宅で発生した屋外階段の落下による死亡事故と類似の事故を未然に防ぐため、令和 4 年 1 月 18 日に建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）等の一部を改正したところです。また、木造の屋外階段等の防腐措置や支持方法に関する内容の明確化や、適切な維持管理の促進を図るため、「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」及び「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン事例集－防腐措置等及び維持管理に関する具体事例及び解説－」をとりまとめたところです。加えて、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）を改正し、令和 5 年 1 月 1 日より木造の屋外階段等を目視、触診、設計図書等で調査し、木材の腐朽等に

より安全上支障が生じるおそれの有無を確認することとしました。

各特定行政庁におかれては、屋外階段が木造である建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成について普及・啓発を行い、維持保全計画を作成するようご指導をお願いいたします。また、管内の建築物の建築の動向やその他の事情を勘案しつつ、共同住宅を定期調査報告対象に指定することや、既に指定している場合には指定範囲の拡大について検討いただきますようお願いいたします。

なお、木造の屋外階段等に有効な防腐措置が適切に行われずに当該階段等が劣化しているような事象が確認された場合には、所有者等に対し、必要に応じ建築士等による詳細調査の実施や、改修等の必要な対策が講じられるよう指導をお願いいたします。

③築年数が古い建築物の適切な維持保全

令和4年9月7日に山口県下関市にて3階建て鉄骨造の建築物の2階はね出し部分が崩落し、駐車していた車に落下したことで、車内にいた3名が死傷する事故が発生しました。本事故の原因は明確になっておりませんが、はね出し部分を支える3本の斜材の接合部等の腐食が本事故の要因の1つと考えられます。

各特定行政庁におかれては、築年数が古い建築物の所有者等に対し、事故の事例等を用いながら、構造部材等の劣化の危険性を周知するとともに、構造部材等が劣化しているおそれがある場合には、必要に応じ建築士等による詳細調査の実施や、改修等の必要な対策が講じられるようご指導をお願いいたします。

(6) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底等

①使用実態把握の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、対策状況について未報告の建築物や対策未実施の建築物が一定数残っていることから、所有者等が不明の建築物について所有者等の特定に努めるとともに、未報告の建築物の所有者等に対する報告の督促、問題がある建築物の所有者等に対する建築基準法第9条及び第10条に基づく是正指導を徹底してください。また、既存建築物が空き家となった場合は当該建築物等の所有者に対し適正な維持保全を求めるほか、危険性が高い建築物については当該施設の使用を停止させてください。特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的な点検の実施、同法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

また、民間建築物に係るアスベスト調査台帳（以下「調査台帳」という。）の整備については、小規模建築物を含めた調査台帳の整備に未着手の特定行政庁や、使用実態の把握まで至っていない特定行政庁が一定数残っていることから、小規模建築物を含めた調査台帳の整備を積極的に進めていただくとともに、使用実態の調査・除去等の対策の推進に努めてください。なお、調査台帳の整備及び情報の更新にあたっては、確認台帳、定期報告台帳、登記簿情報等を活用するほか、適宜、環境部局その他の関係部局とも情報共有を図るようお願いいたします。

②補助・融資等を活用した積極的な支援の実施

吹付けアスベストの除去等の対策を推進するため、住宅・建築物アスベスト改修事業による支援を行っています。当該事業におけるアスベスト含有調査及び除去等にかかる着手期限について、民間建築物は令和7年度までとされており、市区町村所有建築物は現行令和5年度までのところ、令和6年度予算において令和7年度ま

で延長しています。

各地方公共団体におかれては、補助や融資等による支援に積極的に取り組むとともに、民間建築物の所有者等に対して当該補助制度を周知し早期の対応を促すようお願いいたします。

3. 建築物防災週間における重点的な取組について

(1) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査して必要な指導を実施するなどの取組を行ってください

(2) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を利用して、広報活動を展開し、各事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(3) 関係部局及び関係団体との連携

建築物防災週間の実施に当たっては、消防や警察、環境、福祉等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるよう、お願いいたします。

4. その他防災・安全確保に関する取組について

2. に示す基本的な取組のほか、近年の災害・事故を踏まえた建築物の防災対策に関する取組を【別添】に記載していますので、必要に応じ、建築物防災週間における取組の参考としてください。

特定行政庁から国土交通省に報告のあった建築物や昇降機等の事故の概要については国土交通省ホームページで公表するとともに、事故の事例や対策について国土技術政策総合研究所で整理のうえで公開していますので、これらも必要に応じ、取組の参考としてください。

- ・建築物等の事故の概要（国交省）：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html
- ・建物事故予防ナレッジベース（国総研）：<https://www.tatemono.jikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

5. 建築物防災週間の実施結果等の報告

令和5年度春期における建築物防災週間の実施においては吹き付けアスベストの飛散防止の取り組みについて、別紙1、2を令和6年5月10日（金）までにご提出お願いいたします。

また、各特定行政庁において防災週間中に独自に実施された取組みで、建築物所有者等の行動変容につながったと考えられる取組事例や老朽化により特に著しい劣化や損傷が確認された事例などがございましたら、様式を問わずご報告ください。有効な取組について横展開を図るとともに今後の取組の参考としたいと考えています。

6. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物事故調査・防災対策室 今村
電話 03-5253-8111（内線 39569）

(参考) 近年の災害・事故を踏まえた建築物の防災対策に関する取組

<全般関係>

○建築物等に対する定期報告の徹底と適切な維持保全等
(定期報告の徹底)

'S %

& 'S

%& &*

& &

&S

(建築物等の適切な維持保全等)

<2.(2)防火対策の徹底関係>

○用途変更等に係る建築確認手続き違反への対応

'S

%

, *

'S
(*+,

&S

'S &S

'S &S

○引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る用途規制違反の是正促進

